



平成 21 年 8 月 11 日

各位

会 社 名 アクモス株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯島秀幸
(J A S D A Q ・ コード 6 8 8 8)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 経営情報管理部長 中川智章
(電話 0 3 - 3 2 3 9 - 2 3 7 7)

(訂正)定款の一部変更案の変更箇所追加に関するお知らせ

平成21年7月31日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして変更箇所を追加いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

追加の内容

追加の内容は次のとおりであります。

1. 定款変更の目的(2)、『決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する定めを削除するもの』の追加であります。

なお、定款変更部分については、_____下線にて、今回の追加部分については、 網掛けにて示しております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(訂正前)

(線部分が変更箇所)

現行定款	定款変更案
第 1 章 総則 第 2 条（目的） （新設） 1. ～ 8.（記載省略）	第 1 章 総則 第 2 条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 8.（現行どおり）

現行定款	定款変更案
第2章 株式 第8条（株券の発行） （条文省略） （略） 第9条（株式取扱規則） （条文省略、以後条数繰り上げ） 第10条（株主名簿管理人） 1項（条文省略） 2項（条文省略） 3項 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせる。 第11条～第38条 （条文省略） 附則 （新設）	第2章 株式 （削除） （略） 第8条（株式取扱規則） （現行どおり） 第9条（株主名簿管理人） 1項（現行どおり） 2項（現行どおり） 3項 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせる。 第10条～第37条 （現行どおり） 附則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。

（訂正後）

（_____線部分が変更箇所）

現行定款	定款変更案
第1章 総則 第2条（目的） （新設） 1. ～8.（記載省略）	第1章 総則 第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～8.（現行どおり）

現行定款	定款変更案
第2章 株式 第8条（株券の発行） （条文省略） （略） 第9条（株式取扱規則） （条文省略、以後条数繰り上げ） 第10条（株主名簿管理人） 1項（条文省略） 2項（条文省略） 3項 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>株券喪失登録簿</u>及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせる。 第11条（基準日） 当社は、毎年、事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第12条～第38条 （条文省略） 附則 （新設）	第2章 株式 （削除） （略） 第8条（株式取扱規則） （現行どおり） 第9条（株主名簿管理人） 1項（現行どおり） 2項（現行どおり） 3項 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせる。 第10条（基準日） 当社は、毎年、事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第11条～第37条 （現行どおり） 附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u>

以上